生 徒 心 得

本校生徒は、明るい学校生活をいとなみ、美と真理を愛し、世界平和と社会の発展に貢献できるようになるため、次の諸事項に留意して、各自の個性を伸ばしつつ、人格の形成を図ることを心がける。

1　一般事項

(1) 学習をとおして人格の完成、社会人基礎力や個性の伸長に努める。

(2) 自主自律の精神を養い、自身の行動に責任をもつとともに、他人の権利を尊重する。

(3) 高校生としての自覚に基づき思慮深く冷静に行動する。

(4) 健全な精神と健康な身体を養う。

(5) 礼儀をわきまえ、敬愛の精神を養う。

2　学校生活に関する心得

(1) 教科学習は学校生活の中心である。生徒は教科担任の指導に従い、以下の諸注意を守って学習効果をあげるように努める。

①教科書、ノート等必要な物は休み時間に準備する。

②決められた座席に座って学習する。

③不必要なものは教室内に持ち込まない。

④教科担任の指示、許可なく立ち歩かない。

(2) 生徒は正当な理由なく授業を欠席、または遅刻、早退してはならない。やむを得ず欠席、遅刻、早退する場合は必ずホームルーム担任へ届け出る。

(3) 予定の授業が自習になった時は自習監督者の指示に従い、各自の教室で静かに学習する。

(4) 学校行事、ホームルーム活動、生徒会活動は、教科学習と並んで学校教育の重要な領域である。教科学習と同様に自主自律の

精神をもって活動する。

(5) 放課時刻までは、原則として校外に出ることを認めない。必要やむを得ない場合はホームルーム担任へ願い出て許可を受ける。

(6) 下校時刻（特別に許可を得ていない場合は午後5時）には、すみやかに下校する。

(7) 必要があって下校時刻以後または休日、祝祭日等に校舎を使用する場合は、所定の施設使用願を、定められた期間において提出する。

(8) 毎日、定められた場所の清掃を行い、環境の整備、美化に努める。

(9) 校舎、校具は、大切に扱い、破損したりしないように気をつける。万一破損した場合にはすみやかにホームルーム担任へ届け出る。事情によっては弁償することもあり得る。

3　礼儀に関する心得

(1) 校外において、本校職員または目上の人に出会った時は礼をし、校内において本校職員、または来賓に出会った時は会釈する。

(2) 友人間の交際は明るく、健全なものでなければならない。

(3) 日常の言語動作に気をつけ、礼儀正しくすること。

4　規律に関する心得

(1) 校内、校外を問わず、集会を催し、雑誌、新聞等を発行し、または調査等をしようとする時は、必ず生活指導部に届け出て許可を得なければならない。

(2) 掲示を行う時は、事前に生徒会活動関係は生徒会執行部、それ以外は生活指導部に届け出て、許可を得なければならない。掲示は原則として所定の掲示板及び教室内の所定の場所以外

を用いることはできない。

(3) 不必要な貴重品を学校に持ってこない。また、貴重品は各自できちんと管理する。

(4) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う場合は保護者連署の上、ホームルーム担任へ届け出て許可を受ける。

(5) 不健全な娯楽場などの風紀上問題になりやすい場所へは出入りしない。

(6) 理由を問わず、暴力、暴言は許されない。

(7) 飲酒、喫煙、窃盗、その他法律にふれるような行為をしてはならない。またその同席も指導の対象となる。

(8) 生徒間でみだりに金銭、物品等の貸借、売買行為をしない。

(9) バイク、自動車による通学は禁止する。制服での乗車は指導の対象となる。(但し、家族の運転するものを除く)

(10)インターネット、携帯サイト上での誹謗・中傷は、厳に慎むこと。また、違法・年令制限上アクセスが認められないサイト、不健全なサイトへのアクセスをしない。その他インターネットの利用については、十分に注意すること。

※上記(5)～(10)について特別指導の対象となる。またその同席も特別指導の対象となる場合がある。

５　服装に関する心得

服装は、高校生として、時・場所・場合にふさわしい品位のあるものを着用し、清潔さを保つこと。

(1) 服装は本校指定の制服を着用する。(別表参照)

ただし、やむを得ない事情により異なった服装をする場合は生徒手帳の諸届・許可欄に記入し担任の許可を得ること。

(2) 本校の制服は次表の通りとする。
(指)→本校指定のもの(別表)

令和３・４年度入学生（１・２年生）及び、**令和２年度入学生（３年生）**

<table>
<tr><th></th><th>男子</th><th>女子</th></tr>
<tr><td rowspan="3">四月～五月

十月～三月

（春・秋・冬季）</td><td>ブレザー：（指）

スラックス：（指）

ネクタイ（指）

白の長袖ワイシャツ（無地）</td><td>ブレザー：（指）

スカート：（指）　スラックス：（指）

＊上記いずれかを選択できる

＊リボン・ネクタイとの組み合わせは自由

リボン：（指）　ネクタイ：（指）

白の長袖ブラウス：（無地）</td></tr>
<tr><td colspan="2">セーター・カーディガン・ベストについて</td></tr>
<tr><td colspan="2">型：Ｖネックセーター１・2年（指）・ベスト（指）・カーディガン

ネクタイ・リボンが見えなくてはならず、パーカー・トレーナーは禁止とする。

＊指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば、可。

柄：無地（ワンポイントまで可）

色：白・紺　**（但し３年生は：白・紺・黒・茶・グレー・ベージュ　可）**</td></tr>
<tr><td>六月～九月（夏季）</td><td>半袖シャツ:（指）

＊指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。

白の半袖ワイシャツ（無地）

ポロシャツ：白・紺（指）

＊指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。

柄：無地（ワンポイントまで可）

色：白・紺

＊部活制作ＯＰ＋校名入りは可</td><td>半袖ブラウス：（指）

＊指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。

白の半袖ブラウス：（無地）

ポロシャツ：白・紺（指）

＊指定以外のものは、下記の条件を満たしていれば可。

柄：無地（ワンポイントまで可）

色：白・紺

＊部活制作ＯＰ＋校名入りは可</td></tr>
</table>

＊気候に応じて夏季にブレザー・白長袖ワイシャツ・ブラウスを着用してもかまわない。

(3) 冬季の防寒着

無地の防寒着とする。

(4) 冬季のセーター着用について

（別表参照）

(5) 制服の着用について

①制服の改造は認めない。

②スカート丈の長さは、膝の中心から上下へ5cmまでとする。

(6) スラックスの裾上げ

スラックスは、裾を折り上げずに着用する。

(7) スカートの下にスウェットやジャージ等を着用することは認めない。防寒には黒タイツ（無地で装飾の無いもの）または指定のスラックスを着用する。

(8) 制服以外でネックレス、ピアスなどの装身具、化粧などは禁止とする。また、頭髪は加工禁止とする。

6 SNS利用に関する心得

LINEやTwitter、Facebookなどのソーシャルネットワーキングサービス(以下SNS)の利用は利便性も向上し、とても魅力的なコミュニケーションの手段となった。しかし、これらは利用の仕方を間違えると、思わぬトラブルに巻き込まれることや、犯罪の加害者になってしまうこともある。

本校では、利用に関しては「自己責任」であると考えているので、利用の際には熟慮の上、利用すること。

なお、学校内での個人情報保護等の観点から以下のことに注意すること。また、禁止事項に違反する行為が発覚した場合は、特別指導などの厳しい指導を行う。

(1) 情報発信に際して考慮すること

①発信しようとする内容が、人を傷つけないものかどうか、トラブル

を招かないものかどうか考えること。常に相手の立場になって考えること。

②ある特定の話題に対して感情的になった時には、その話題に関して冷静に考えられるようになるまでは、投稿を控えること。

③SNS等インターネット上で一度発信された情報は削除することが難しいため、あいまいな事実確認で不用意に情報発信しないこと。

(2) 学校に関する禁止事項

①本校内での活動は公開しない(休み時間も含む)。公開が必要な場合は活動顧問を通じて生活指導部に申し出ること。

②本校に在籍する生徒、卒業生等の私的な情報を発信しない。

③本校の教職員・生徒の特徴を記し、直接表現しなくても多くの人に本校であることがわかる内容を公開しない。

④個人が特定される個人名、学校名、住所、電話番号、クラス、出席番号、年齢等の個人情報を公開しない。

⑤本校生徒以外でも、無断で撮影した他人の写真等は公開しない。

⑥学校の品位を傷つける内容、クラスの友人や他人に対する誹謗中傷、個人の秘密、性的な内容を公開しない。

7　願・届その他

(1) 欠席、遅刻、早退、忌引は生徒手帳に理由を記し、保護者サインの上ホームルーム担任に届け出る。

(2) 病気欠席が1週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添えてホームルーム担任に届け出る。

(3) 各授業についての遅刻、早退及び欠課については教科担任、ホームルーム担任に届け出る。

(4) 外出届、アルバイト届等は生徒手帳によって保護者連署の上ホ

ームルーム担任に届け出る。

(6) 退学、休学、復学、住所変更等の願または届は、事務規定によって定める。

(7) 生徒証は必ず身につけていること。紛失した場合にはホームルーム担任に届け出ること。

(8) 所持品には必ず名前をしるしておくこと。

(9) 遺失物または拾得物のあった場合は、すみやかに関係職員に届け出ること。